

平成15年2月26日
ジェイフォン株式会社

料金設定の在り方に関する研究会 追加質問に対するご回答

【質問】

第3回研究会において平成電電が行った料金シミュレーションと比較するため、同シミュレーションに対する携帯側の評価・考え方、および携帯事業者としての将来的な料金見通しを提示していただきたい。

【回答】

他事業者の設定する料金については、コメントできる立場にはありません。

なお、料金水準の比較と言う意味では、通話料のみでなく、月額基本料金や最低利用料金の徴収有無・料金水準といった点も考慮が必要と考えます。

また、平成電電のシミュレーションの料金水準である「60円/3分」については、他事業者(携帯電話事業者やNTT地域)コスト(接続先事業者がドコモの場合はトータル45円程度)に加え、平成電電自身のネットワークコスト、営業費、管理・運営費、報酬等が含まれるものと考えられます。

平成電電のシミュレーション料金については、他事業者コストが非常に大きな割合を占めることから、設定される利用者料金はそれらコストの水準に大きな影響を受けることが想定されます。

弊社設定料金の将来的な見通しにつきましては、競争環境等を考慮の上、料金の改定を行うことを検討しております。

【質問】

中継接続の場合、ワンタッチ程度の接続による非効率なネットワーク構成が生じるとのことだが、ワンタッチ程度の接続の場合における貴社に係るシステム改修の費用及び期間の概算はどの程度か。

【回答】

回答 に含まれるため、併せてご回答いたします。

【質問】

選択中継のみの場合の費用・期間について、概算でけっこうであるので、御回答いただきたい。発近端の場合と、CDEコードでルーチングする場合とで異なるものであれば、分けて御回答いただきたい。

【回答】

実現方式に依るため、詳細な技術条件が判明していない現時点での回答は困難ですが、交換系システム及び料金系システムにおいて、以下の対応が必要となると考えます。なお、弊社におけるシステム対応費用は、概算で数千万円～数億円程度、対応期間は1年程度を想定しております。

- ・交換系システムにおける柔軟課金レート返送有無の識別機能(選択中継事業者を經由した場合のみ携帯電話事業者側で柔軟課金信号の返送を停止させる機能)の追加
- ・料金系システムにおける事業者間精算の仕組みの構築

加えて、接続形態によっては、網内及び網間伝送路の構成の見直しが必要となります。

選択中継事業者と直接接続を新たに行う場合には、新規の伝送路構築とそれに伴う網内設備の対応が必要となり、相応の費用が発生します。

また、選択中継事業者との接続方法(直接接続又は間接接続)に依らず、現行の発近端ルーチングからCDEコードルーチングに変更する場合には、移行トラヒックによって、弊社網内のネットワーク構成を見直す必要が生じます。(特に帰省時期等に加入者の移動が集中することから、特定時期にトラヒックの流れが変化することが予想されます。)

具体的な費用や期間につきましては移行トラヒックのボリュームにも依るため、現時点でのご回答は不可能ですが、網内トラヒックの流れ方に大幅な変化が生じた場合には、伝送路や交換機等の各種設備の準備に年単位の期間及び相当の費用を要することも考えられます。

因みに、弊社は全国1社体制のため、将来的にCDEコードによる地域性を廃す可能性もあり、その場合には、CDEコードルーチングという方法自体が困難となることも想定されます。

【質問】

ネットワークの非効率性について、ネットワークが非効率であればなぜ問題なのかを御説明いただきたい。

【回答】

ネットワークが非効率であれば、最適なルーティング方法に比べて、ネットワークコストの増加傾向を生じさせることとなります。

また、サービス導入には相当の期間及び費用が必要となり、IP電話へのシフト等技術革新が予想される昨今においては、導入時期によって実効性を持たないサービスとなり、関係事業者がリスクをかけて設備投資を行ってまでも、サービスを実現する意義は低いと考えます。非効率な投資となった場合には、それらのつけが利用者に戻ることも想定されます。

さらにルーティング方法とトラヒックの移行レベル如何によっては、これまで携帯電話事業者が構築してきたネットワーク設計の変更を余儀なくされる可能性があり、その場合、早期の移行は困難であり、現状の設備が余剰設備となってしまうことも想定されます。

効率的なネットワークの構築を行った上で事業運営を行うことが、長期的に見て通信業界の健全な発展やユーザ利便の向上に最も寄与するものと考えます。

【質問】

固定電話発携帯電話着の料金については、料金が高い、料金設定は携帯側にある等に対してユーザの認識が低いとの指摘があるが、具体的にユーザに対してどのような周知(パンフレット、新聞広告、TVCM等)を行なっているのか、実例(CMの放映期間、新聞への掲載回数・期間等)を出していただきたい。

また、当該周知に係るコピー等(例えば、コマーシャルの場合、ビデオに録画したもの等)も併せて提出していただきたい。なお、当該資料をオープンにして欲しくない場合にはその旨お知らせいただきたい。

【回答】

総合カタログ(別紙1)や、料金改定時における報道資料(別紙2)及び請求書同封物(別紙3)にて周知を行っております。

【質問】

接続料では回収できないとする理由が十分に説明されていない。どちらが料金設定をすべきかではなく、接続料では回収できないのか、できないとすればそれはなぜか、を御説明いただきたい。

【回答】

固定発携帯着の利用者料金は携帯発時と同様に、携帯電話事業の継続的な事業運営を前提に設定しております。一方、現在の弊社接続料は事業運営に必要な収入全てを確保可能とするようなものとはなっておりません。よって、固定発携帯着時の料金設定権が移行した場合には、その差分について未回収となり、接続料を含めた各種料金の見直しが必要となります。